

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月25日

【会社名】 新日本空調株式会社

【英訳名】 Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 夏井博史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 03 - 3639 - 2700 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理統括担当 山田勇夫

【最寄りの連絡場所】 03 - 3639 - 2700 (代表)

【電話番号】 03 - 3639 - 2700 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 芳野徹郎

【縦覧に供する場所】 新日本空調株式会社 関東支店
(千葉県千葉市中央区中央一丁目11番1号)

新日本空調株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区住吉町四丁目45番1号)

新日本空調株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)

新日本空調株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月21日開催の当社第50回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 35円 配当総額 817,364,135円

効力発生日

2019年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を向上させるため、副社長、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止し、執行役員制度にもとづく役位にて役付を行うことで、整理、一元化を図り、経営責任の明確化および業務執行の迅速化を一層進めるため、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、夏井博史、淵野聡志、赤松敬一、大宮祥光、下元智史、遠藤清志、山田勇夫、森信茂樹、水野靖史氏の各氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、東海秀樹氏を選任する。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、年額50百万円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果(賛成割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	213,505	95	-	(注)1	可決 (99.88%)
第2号議案 定款一部変更の件	213,494	103	-	(注)2	可決 (99.88%)
第3号議案 取締役9名選任の件				(注)3	
夏井 博史	212,859	738	-		可決 (99.58%)
淵野 聡志	213,192	405	-		可決 (99.74%)
赤松 敬一	213,195	402	-		可決 (99.74%)
大宮 祥光	213,195	402	-		可決 (99.74%)
下元 智史	213,194	403	-		可決 (99.74%)
遠藤 清志	213,195	402	-		可決 (99.74%)
山田 勇夫	213,175	422	-		可決 (99.73%)
森信 茂樹	213,384	213	-		可決 (99.83%)
水野 靖史	213,425	172	-		可決 (99.85%)
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
東海 秀樹	212,908	689	-		可決 (99.60%)
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	213,108	489	-	(注)1	可決 (99.70%)

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権(233,066個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権(233,066個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
- 4 賛成割合は、本定時株主総会に出席した株主(前日までの議決権行使分および当日出席株主)の議決権の数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。